

令和元年11月

お客さま各位

西春日井農業協同組合

外国送金(被仕向送金)の取扱い中止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当組合業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、外国送金取引におきましては、昨今のマネー・ローンダリング(資金洗浄)やテロ事件等を背景として世界的に規制が強化されております。

このような環境を踏まえ、誠に勝手ではございますが、当組合では、

令和2年3月31日(火)をもって、外国送金(被仕向送金)の取扱いを中止することといたしました。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

